

令和3年7月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年7月9日（金） 開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時46分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長
松井弘副委員長
飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、木下高志委員、本木茂委員、
石川忠義委員、岡重夫委員、水村篤弘委員、深谷顕史委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、
益城英一産業人材育成課長

[危機管理防災部]
山口芳正危機管理課危機対策幹

[保健医療部]
川南勝彦感染症対策課感染症対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第105号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち 産業労働部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

飯塚委員

- 1 大野知事は、7日11日に期限を迎えるまん延防止等重点措置の1か月程度の延長を政府に要請した。その際に感染拡大を抑えられないということで、和光市、ふじみ野市、朝霞市の3市への措置拡大もやむなしと報道等では言っていた。東京由来などという言葉も生まれたが、従来どおりさいたま市、川口市を措置区域としたのはなぜか。
- 2 和光市、ふじみ野市、朝霞市の感染状況が、何か特別変わったことがあったのか。
- 3 今後、感染者等に変化が生じたら再措置は考えているのか。明確な根拠を示すべきと考えるが、どうか。
- 4 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を受けた店と受けていない店における感染頻度の測定や記録はできているのか。こうしたエビデンスを残さないと、次に何かあったときに生かせないと思うが、どうか。
- 5 補正予算2億4,318万4千円の中にモニタリング費用とあるが、モニタリングは誰がどのように行うのか具体的に伺う。
- 6 今回、酒類販売事業者に対しての支援はあるが、その他の事業者に対しての支援はないのか。

危機対策幹

- 1 さいたま市と川口市は他の地域と比べて依然として新規陽性者数が多く、緊急事態措置区域となる東京都区部との往来が頻繁である。以上を踏まえて専門家の意見もいただき総合的に判断した。
- 2 5月1日から13市町の措置が解除された6月20までの期間と、6月21日以降の期間の新規陽性者数を比較すると、全体的には5月1日から6月20日の水準よりも状況は改善している。しかし、最近ではリバウンドが始まり、特に措置区域から外れた13市町の中で、和光市、ふじみ野市、朝霞市については、1日当たりの新規陽性者数が増加している。今回は措置区域をさいたま市、川口市の2市で継続するとしたが、今後も各市町村の感染状況を注視し、更に顕著な拡大傾向が見られた場合には、この3市に限らず区域の指定の拡大について、ちゅうちょなく行っていく。
- 3 まん延防止等重点措置の一つの目安は国が示す指標でステージⅢであることである。国が定める指標と、従来株と比較して感染力が強いと言われている変異株の状況などを参考に、新型感染症専門家会議に意見を伺った上で、総合的に判断していく。

経済対策幹

- 4 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）は、アクリル板の設置や換気の徹底など感染防止対策が講じられているかの確認が目的であり、感染頻度の測定は行っていない。
- 5 感染対策が不十分であるといった県への情報提供に基づき、委託事業者に実際に現地を訪問していただき、改めて感染防止対策が講じられているか確認していくものである。また、情報提供があったものに限らず、一部サンプリングで抜き打ちでの訪問調査も併せて行っていきたい。

産業支援課長

- 6 酒類販売事業者等以外の支援については、6月定例会で議決いただいた外出自粛等関連事業者協力支援金であるが、これは協力支援金として1回限り給付するものとしていた。この考え方にに基づき、今回は提案していない。

飯塚委員

飲食店から、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を受ける際に訪れた県職員が短時間で確認して、ステッカーを置いて帰ったという話を聞いた。何の意味で訪れたのか疑問視する飲食店の声もある。そのように飲食店に余裕がない中で、情報提供が寄せられたからモニタリングに来たとなると、逆なでするようで、全く逆効果になるのではないかと心配である。実際の確認はどのように行っているのか。また、チェックシートの本来的な目的は感染拡大防止のためだが、その意味が本当に伝わっているのか。認証の確認を5分くらいで済ませて帰ってしまう職員への感染防止に対する意識の持ち方をどのように指導しているのか。

経済対策幹

御指摘については重く受け止めさせていただく。彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証については、あらかじめホームページでセルフチェックシートを示して、飲食店が、感染防止対策ができていないかを自らチェックし、予約していただいた上で現地確認をしている。基本的には職員が訪問する店舗は、感染防止策が講じられていることが前提である。チェック項目も決して難しい内容ではないので、短時間で確認が終わる場合があるかもしれない。また、トラブルにならないかという点については、認証制度は、飲食店が事業継続をしていく上でしっかりと感染対策をし、安心して客に利用してもらうために実施するものである。決して違反を摘発することが目的ではなく、感染対策を改めて確認するものであり、飲食店を支援していくという姿勢で取り組んでいく。

荒木委員

- 1 今回、措置期間を42日間延長し、飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う感染防止対策の協力金について530億円もの予算が計上されている。これまでの協力金に対する効果や検証、精査をどのように行ったのか。
- 2 今回、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の現地確認の想定店舗数を13,000店とした根拠を伺う。また、令和3年6月定例会で彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の対象となる想定認証店舗数を、第4期協力金の申請飲食店数26,000店のみではなく、埼玉県全域にある43,000店とするべきと質問した。それから3週間経ったが検証はどのようにしたのか。
- 3 先ほど、認証ステッカーを貼った店と貼ってない店での感染頻度の測定や記録などができていないという話があったが、本来ならこうした記録を取り、対策していくものだと思うが、どうか。
- 4 令和3年6月定例会の補正予算（第6号）では計上されていた100,000円の上乗せを今回は減額している。酒類提供に関する要請が緩和されているためと思われるが、売上げの推移など事業者の状況を把握しているのか。

経済対策幹

- 1 費用対効果について、感染者数の推移は様々な要因が原因と考えられるので、飲食店への取組だけで評価するのは難しいが、飲食店が時間短縮や感染防止対策に取り組んでいただいた結果、先日まで、新規陽性者数は減少に転じていたものと考えている。現在は、増加に転じているものの、他県の状況からみれば埼玉県は抑えられている方であり、飲食店への取組に一定の効果があつたものと考えている。
- 2 43,000店という数値は、50,000件の営業許可件数に対し、当初、協力金の対象になるものとして、このうち7割を想定し、また15%が協力金の対象とならないが飲食店の営業をしていると想定して積み上げたものである。さきの委員会で、より精査し実態に沿った形で行うべきだとの指摘を受け、危機管理防災部が措置区域内に関しては協力金の対象とならない飲食店について全数調査を行った。その措置区域内15市町の全数調査で飲食店と確認できた割合からその他地域も推計し、協力金の対象とならない店舗も含めた飲食店の店舗数を約36,000店と積算し直した。現在も第三者認証の手続を進めているが、現在23,000店が認証申請済みである。想定している飲食店数36,000店からこの23,000店を差し引いた13,000店を今回の目標という形で設定した。
- 3 我々は、飲食店の感染防止対策にはしっかり関与しているところである。結果として感染が出たかというところまでは情報を持ち得ない。感染頻度の測定記録を取り検証していくのは困難であるとする。

産業支援課長

- 4 6月21日以降、要請内容が変わった。日数も経過していないため、6月の売上データはまだ取れていない。4月の売上データは補正予算第6号のときに、また、5月の売上データについては今回アンケートをお願いし把握している。

荒木委員

- 1 先ほど本会議において知事が「飲食店において感染が拡大している」ということを明言していた。これは、積極的疫学調査によって後追い調査を実施した結果、どこの店舗で感染が拡大しているか判明しているためだと理解する。感染経路がある程度分かっているのであれば、感染の記録ができないということは疑問である。飲食店においてクラスターが発生しないから表面化していないのであり、個々の感染は発生している。そのような状況だからこそ、知事があの場で発言したはずである。記録を取り実態を把握した上で、対策を考えてもらいたいどうか。
- 2 酒類販売事業者等への支援に関して、事業者にとっては制度が変わると混乱する可能性がある。また、国の通知では上乗せができる制度となっている。上乗せを継続すべきではないか。

感染症対策幹

- 1 クラスターの発生はないが、飲食店を利用し感染した方は増えている。ただし、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証店かどうかについては、その目的をもって疫学調査を行っているわけではなく、認証店かどうかを確認できる状況ではない。

経済対策幹

- 1 個別の店舗の状況について把握するのは困難であるが、御指摘のとおり飲食店由来の新規陽性者数が増えているのは事実である。そういったことの注意喚起も含めて飲食店に対して引き続き感染対策をお願いしていきたい。

産業支援課長

- 2 6月17日の国の通知で70%以上売上げが減少した事業者に対して、一月当たり600,000円まで上乗せできる考えが示された。これを基に特別枠の上乗せを提案させていただいている。通常枠に関しては、酒類に関する提供自粛の要請内容が変わっているため上乗せしないこととした。

荒木委員

飲食店の記録を取って、それを県がどのように共有して今後の対策につなげていくかが大事だが、主体的に対策を講じていくのか。

産業労働部長

飲食店の認証は、飲食店における感染リスクを軽減するために事業者の皆様に協力いただき進めているものである。感染の原因として、飲食店が一つの場所になるということは保健医療部の調査の結果として出ている。その情報については、その店舗が認証店舗であるのかそうでないのか把握をしていきたい。ただ、その感染の原因として、店の対応が悪いのか、それとも客が原因なのかについては、はっきりしないため、店だけが原因とは言えない。このため、店に対しては、感染防止策をしっかりと続けること、客の対応が悪いならばしっかりと指導することについてお願いしていきたい。

石川委員

酒類販売事業者への支援について、他県の支援状況はどうか。また、売上げが70%以上減少している事業者の見込件数はどうか。

産業支援課長

東京都については、7月分、及び70%以上減少した事業者への上乗せは検討中である。神奈川県については、4月から6月分については、70%以上減少した事業者への上乗せについて議決済みであり、一月当たり400,000円を上乗せする。7月分については検討中である。千葉県については、4月から7月分として、70%以上減少の事業者へ一月当たり200,000円の上乗せを議会最終日に提案すると発表している。また、70%以上減少している事業者の見込件数は、約160者である。

深谷委員

- 1 東京都で協力金の先渡しについて話が出ているようだが、県では何か検討しているのか。
- 2 今までの要請期間は最長でも第5期の28日間だったが、今回第13期は42日間である。1か月以上にわたることになるが、何か中間で申請するようなことは検討しているか。
- 3 各期で、要請期間や内容が異なる中、申請を忘れてしまうことがあると聞く。神奈川県では過去の要請期間分について申請を忘れた人に対する救済措置として今月再度の

申請期間を設けるようだ。今まで要請を守ってきたが、様々な事情で申請を忘れた方に対して何か救済はできないか。

- 4 協力金の申請件数が19,000件くらいから第9期は17,000件くらいに減っていると聞く。様々な状況の中で協力しきれないという思いの店も段々増えてきているという実感を持っている。今回は期間も長いこともあり何か工夫をしないと協力いただけないと思うのだが、見解を伺う。

経済対策幹

- 1 御指摘のとおり、東京都を基本的に念頭に置いているようだが、国の方からまん延防止等重点措置区域の埼玉県、神奈川県、千葉県にも、協力金の先渡しについて情報提供があった。受付時期や添付書類、給付方法等、かなり条件を細かく設定して運用を求めるといった想定をしているようである。まだ、現時点では正式な書類は確認していないので、国の検討状況を待っている状況である。
- 2 国は埼玉県も視野に入れて検討しているとのことである。財源は国であり、国の規定に従って実施する必要があることから、まずは国の通知を待ち、適切に対応していきたい。
- 3 神奈川県については、要請を受けて時短営業した人だけ対象としていたものを、通常時営業していたことが確認できれば、要請前から時短営業していた場合についても協力金を支給するというものに運営方針を大きく改めた。その関係で再申請を受け付けており、単純に申請期限を失念してしまった人への対応策ではないと聞いている。期限を失念してしまい再度申請期間を設けてほしいという気持ちも分かるが、しっかり期限を守り申請した事業者との公正公平という観点から、一律に再申請を認めるのは難しいと考える。個別の事例で、例えば電子申請の際に通信環境が悪く期限に間に合わなかったというような場合など、本人の責めによらないような事情が確認できれば、現状でも個別対応を行っている。
- 4 第6期までは、緊急事態宣言下で夜8時までの営業時間短縮を要請していたが、第7期、第8期は緊急事態宣言が解除され夜9時までの営業時間短縮要請となった。このため夜9時以降まで営業していた店舗でないと協力金の対象となくなり、申請件数の減少につながったと考えている。第9期については措置区域について夜8時までの営業時間短縮要請となり、第7期、第8期と比べて再び申請件数が上がってきている。ただ、その他地域は夜9時までの営業時間短縮要請なので、第6期までのような件数にはいかないと考えている。

水村委員

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けているのに要請を守っていないという情報提供は今まで何件くらいあったのか。また、情報提供を受けてどのような指導をし、どのような結果となったのか。

経済対策幹

令和3年6月定例会で、このような情報提供への確認に係る予算を認めていただいた。情報提供の全体の件数は約600件であり、そのうち認証をしている店舗に対してモニタリングを行いたいと考えている。酒類の提供緩和により、情報提供の数が落ち着いてきており、現在は月300件程度となっている。また、最近国の方でグルメサイトと連携した情報提供システム、いわゆる書き込みで感染対策をしていない店舗を確認できるという

制度を設計しているという情報提供もある。これが形になれば、対応が必要になるのではと考えている。今回、積算上は月360件くらい対応できる予算をお願いしているところである。実際の対応については、まず電話で確認し、その上で現地確認を実施している。基本的に、守っていないことを非難するものではなく、守っていただけていないということであれば守っていただくようお願いするものである。

秋山委員

- 1 酒類販売事業者も外出自粛等による影響を受けている事業者も、本当に厳しさが増している。外出自粛等による影響を受けている事業者への支援金は、今回は計上されていない。酒類販売事業者への支援金は、6月までは上乘せをしてきたが、今回上乘せはない。非常に残念に思う。国に酒類販売事業者等が置かれている厳しい状況を知らせるべきではないか。
- 2 今回の要請期間は42日間と長期にわたる。飲食店はその日の収入が命であり、どんどん支給を始めていかなければ、救える店も救えない。協力金の前払いについて、県独自で決めて支給することはできないか。
- 3 国が酒類の提供自粛に協力しない飲食店と取引しないように要請するようだが、この協力支援金ではそれは要件とするのか。
- 4 酒類販売事業者への支援金について8月分を予算計上しないのはなぜか。
- 5 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証について、残り13,000店への訪問スケジュールは立てているのか。
- 6 今まで休業していたため彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を受けていないカラオケ店や居酒屋が営業を再開する場合、認証はこれから申込むということによいか。
- 7 これまでの感染防止対策協力金の支給状況について伺う。

産業支援課長

- 1 70%以上減の特別枠は、事業者の厳しい状況を国で勘案して制度化されたものである。県としても必要に応じて国に状況を報告する。
- 3 本協力支援金の趣旨は、要請に応じて酒類提供自粛をしている飲食店との取引の影響を受けている事業者を支援するものである。要請に応じない飲食店と取引している場合は対象にならないということを誓約事項に盛り込むことを考えている。
- 4 まん延防止等重点措置の状況、酒類提供制限の内容を踏まえ、改めて必要性を含め検討する。

経済対策幹

- 2 支給方法について国でかなり細かく制度設計しているようであり、それに従って行わないと国から財源がもらえないリスクがある。国の通知を待ってから取り組みたい。
- 5 地域が広く件数も多いので、今までと同様に地域を分けてスケジュールを組んだものを提示して順次受付していきたい。
- 6 要請期間内に認証を受けてもらえれば、全ての要件を満たしていることを前提に満額支給対象となる。
- 7 第3期までは終了、第4期、第5期も事実上終了しており最後の精査の段階である。申請件数に対する支給割合は、第6期が99%、第7期が98%、第8期が97%、第9期はまだ受付途中だが79%、第10期が65%、第11期が39%である。

秋山委員

- 1 42日間の要請期間は長丁場である。協力金の前渡し制度については、知事会等を通じて、早く見通しを立てるよう国へ強力に要請していくべきであるが、どうか。
- 2 国の月次支援金は8月、9月分も継続していくと考えられる。上乘せ支援も継続するよう国に働き掛けるべきではないか。

経済対策幹

- 1 前渡し金は、基本的対処方針においても国として制度を検討すると位置付けられており、近々通知があると考えている。もし通知がなかなか出ないということであれば、適宜国へ確認し働き掛けていく。

産業支援課長

- 2 月次支援金はまん延防止等重点措置に応じて継続していくと考えられる。一方で、県の4月から6月の上乘せ支援は1回限りの制度としている。

岡委員

東京都は緊急事態宣言で酒類の提供ができない。そうすると東京都から埼玉県に、かなりの人が酒を飲みに来ることが予想される。こういう人の流れの状況をどう分析しているか。

危機対策幹

来週月曜日からの措置ということもあり、今後どのような状況になるかは分からないが、政府の基本的対処方針に基づき、埼玉県内においても酒類の提供の自粛をお願いしている。県内の医療提供体制の状況を踏まえ、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けた店舗に限り、措置区域では1人又は同居家族のみのグループに限って、措置区域外でも4人又は同居家族のみのグループに限って酒類の提供を認めるというある程度制約を加え対応している。

岡委員

東京都で酒が飲めなくなると、すぐ近くの埼玉県の和光市や措置区域以外に行って飲むことが予想される。それに対して、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証店は、一所懸命営業している中で、例えば感染防止対策に非協力的な客が来た場合にどんな対応をすればよいのか。店の指導では限界がある。そのため、店を守るため、警察にすぐ要請するなどの協力体制を、危機管理面から厳しく作る必要があると思うがどうか。

危機対策幹

体制作りについてはここではお答えできない。

岡委員

酒を飲みたい人が飲めない期間が続いている。その人たちが埼玉県に来た場合に店が感染防止対策や人数、時間の制限も十分分かっている中で、それを守らない客が出てくるおそれがある。それに対して、店はどういう対応をするか指導やサポートをしないと、店だ

けでは対応できないケースが出てくる。その場合は警察に協力をお願いするなど店を守る必要があるかどうか。

危機対策幹

緊急事態措置相談センターなどを利用して店舗等からの情報は収集している。

【付託議案に対する討論】

なし
